

平成 26 年第 2 回玉城町議会定例会会議録（第 4 号）

招集年月日 平成 26 年 3 月 5 日（水）

招集の場所 玉城町議会議場

開 議 平成 26 年 3 月 14 日（金）（午前 9 時 00 分）

出席議員 1 番 中西 友子 2 番 北 守 3 番 坪井 信義
4 番 北川 雅紀 5 番 中瀬 信之 6 番 山口 和宏
7 番 奥川 直人 8 番 山本 静一 9 番 前川 隆夫
10 番 川西 元行 11 番 風口 尚 12 番 小林 豊
13 番 小林 一則

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	中郷 徹	教 育 長	山口 典郎
総務課長	林 裕紀	会計管理者	前田 浩三	税務住民課長	田畑 良和
生活福祉課長	中村 元紀	上下水道課長	東 博明	産業振興課長	田間 宏紀
建設課長	松田 幸一	教育事務局長	中西 元	病院老健事務局長	田村 優
総務課長補佐	見並 智俊	教育委員長	加藤 禎一	監 査 委 員	中西 正光

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 小林 一雄 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 藤井 亮太

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 2 号 玉城町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例の制定について（討論・採決）
- 第 3 議案第 3 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 4 議案第 4 号 語学指導等を行う外国青年の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 5 議案第 5 号 玉城町道路占用料徴収条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 6 議案第 6 号 玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 7 議案第 7 号 玉城町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 8 議案第 8 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について（討論・採決）

- 第 9 議案第 9 号 玉城町国民健康保険出産資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止について (討論・採決)
- 第 10 議案第 10 号 玉城町国民健康保険出産費資金貸付事業条例の廃止について (討論・採決)
- 第 11 議案第 11 号 平成 25 年度玉城町一般会計補正予算 (第 4 号) (討論・採決)
- 第 12 議案第 12 号 平成 25 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) (討論・採決)
- 第 13 議案第 13 号 平成 25 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)
- 第 14 議案第 14 号 平成 25 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 15 議案第 15 号 平成 25 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 16 議案第 16 号 平成 25 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 17 議案第 17 号 平成 25 年度玉城町病院事業会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)
- 第 18 議案第 18 号 平成 25 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 2 号) (討論・採決)
- 第 19 議案第 19 号 平成 25 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 1 号) (討論・採決)
- 第 20 議案第 20 号 平成 25 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 3 号) (討論・採決)
- 第 21 議案第 21 号 平成 26 年度玉城町一般会計予算 (討論・採決)
- 第 22 議案第 22 号 平成 26 年度玉城町国民健康保険特別会計予算 (討論・採決)
- 第 23 議案第 23 号 平成 26 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 (討論・採決)
- 第 24 議案第 24 号 平成 26 年度玉城町山村振興事業特別会計予算 (討論・採決)
- 第 25 議案第 25 号 平成 26 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算 (討論・採決)
- 第 26 議案第 26 号 平成 26 年度玉城町介護保険特別会計予算 (討論・採決)
- 第 27 議案第 27 号 平成 26 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算 (討論・採決)

- 第 28 議案第 28 号 平成 26 年度玉城町病院事業会計予算（討論・採決）
- 第 29 議案第 29 号 平成 26 年度玉城町水道事業会計予算（討論・採決）
- 第 30 議案第 30 号 平成 26 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算（討論・採決）
- 第 31 議案第 31 号 平成 26 年度玉城町下水道事業会計予算（討論・採決）
- 第 32 議案第 32 号 平成 25 年度玉城町一般会計補正予算（第 5 号）（追加議案）
- 第 33 発議第 1 号 閉会中の継続審査の申し出について（追加議案）

開議の宣告

○議長（風口 尚）ただ今の出席議員数は 13 名で、定足数に達しております。よって、平成 26 年第 2 回玉城町議会定例会第 4 日目の会議を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚）日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において
8 番 山本 静一 君 13 番 小林 一則 君
の 2 名を指名いたします。

議案の討論・採決

○議長（風口 尚）日程第 2 議案第 2 号 玉城町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例の制定についてないし、日程第 10 議案第 10 号 玉城町国民健康保険出産費資金貸付事業条例の廃止についてを一括議題といたします。

只今、一括議題となりました各議案につきましては総務産業常任委員会及び、教育民生常任委員会に付託され、審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。まず、総務産業常任委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員長 奥川直人 君

○総務産業常任委員長（奥川 直人）議長より 総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

総務産業常任委員会に付託されました、議案第 2 号 玉城町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例の制定について、議案第 3 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第 5 号 玉城町道路占用料徴収条例の一部改正について及び、議案第 7 号 玉城町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の

一部改正について、並びに議案第8号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての委員会審査を去る3月12日、午前9時より第1委員会室において、町長・副町長並びに教育長また関係課長の出席のもと7名の委員により審査を行いました。

詳細については、会議録をご高覧賜りたいと思います。

まず、議案第2号について、質疑を行い、委員より「県税が廃止となれば、この条例も廃止されると思うが、積み立てられていた基金は第1条に定められた運用しか出来ないのか。」の質問に対し、町より「県税条例の改正内容により変わってくるが、目的税として税収納されるため、一般財源への改定は無いと考える。」との回答でした。

他に質疑はなく、質疑を終了し、討論はなく採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第3号について、質疑を行い、委員より「町内の医師で、受けて頂く方があるのか」の質問に対し、町より「産業医の資格を持って頂いている方に内諾を得ている状況である。」との回答でした。

他に質疑はなく、質疑を終了し、討論はなく採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号につきましては、質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号について、質疑を行い、委員より「団員定数は、満たされているのか。3月末での退職者は何名いるのか。」の質問に対し、町より「団員定数は、70名で現在69名、今回の退職者数は5名で、後任については、自治区で現在調整を頂いている。」との回答でした。また、委員より「消防団員の定年という概念はあるのか。」の問いに、町より「団員の定年は55歳、団長・副団長は定年はない。」との回答でした。

その他質疑を終了し、討論はなく採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第8号につきましては、質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

以上、総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（風口 尚）以上で、総務産業常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長 坪井信義君

○教育民生常任委員長(坪井 信義)議長より 教育民生常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

教育民生常任委員会に付託されました、議案第4号 語学指導等を行う外国青年の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、議案第6号 玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正について及び、議案第9号 玉城町国民健康保険出産資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止について並びに、議案第10号 玉城町国民健康保険出産費資金貸付事業条例の廃止についての委員会審査を去る3月12日、午後1時より第1委員会室において、町長・副町長並びに教育長また関係課長・事務局長の出席のもと、6名の委員により審査を行いました。

詳細については、会議録をご高覧賜りたいと思います。

まず、議案第4号につきましては、質疑・討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号について、質疑を行い、委員より「単位1日は、入院日も退院日も1日としているのか。」の問いに、町より「入院日はカウントしていません。退院日はカウントしています。」との回答でした。

その他質疑を終了し、討論はなく採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号及び、議案第10号を一括議題とし、質疑を行い、委員より「この制度は、利用が無いので廃止をしたいとの事ですが、廃止をせずにそのまま置いておくという考えはないのか。」の問いに、町より「今後も利用されることがないと見込まれており、この際廃止をさせて頂く。」との回答でした。

他に質疑はなく、質疑を終了し、各議案ごとに討論・採決を行いました。

議案第9号につきましては、討論はなく採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

議案第10号につきましても、討論はなく採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（風口 尚）以上で、教育民生常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより、各議案ごとに討論・採決を行います。

只今、議題となりました議案に対する討論の通告はありませんので、これより議案ごとに採決を行います。

それでは、議案第2号 玉城町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例の制定について、採決いたします

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第3号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、採決いたします

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第4号 語学指導等を行う外国青年の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、採決いたします

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第5号 玉城町道路占用料徴収条例の一部改正について、採決いたします

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第6号 玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、採決いたします

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第7号 玉城町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第8号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第9号 玉城町国民健康保険出産資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 10 号 玉城町国民健康保険出産費資金貸付事業条例の廃止について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、日程第 11 議案第 11 号 平成 25 年度 玉城町一般会計補正予算（第 4 号）ないし、日程 第 31 議案第 31 号 平成 26 年度 玉城町下水道事業会計予算を一括議題といたします。

只今、一括議題となりました各議案については予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長 山本静一君

○**予算決算常任委員長（山本 静一）** 議長より予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第 11 号 平成 25 年度 玉城町一般会計補正予算（第 4 号）ないし、議案第 20 号 平成 25 年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第 3 号）並びに、議案第 21 号 平成 26 年度 玉城町一般会計予算ないし、議案第 31 号 平成 26 年度玉城町下水道事業会計予算についての委員会審査を去る 3 月 10 日、及び、11 日の両日、第 1 委員会室において、町長、副町長並びに教育長また関係課長等の出席と議長同席のもと、12 名の委員により審査を行いました。

その審査内容は、会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして審査結果の報告をいたします。

まず、3 月 10 日 午前 9 時より議案第 11 号 平成 25 年度玉城町一般会計補正予算（第 4 号）ないし、議案第 20 号 平成 25 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 3 号）の審査を行いました。

その結果 議案第 11 号につきましては、質疑を終了し、討論はなく採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 12 号につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 13 号につきましては、質疑を終了し、討論はなく採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 14 号・議案第 15 号・議案第 16 号・議案第 17 号・議案第 18 号・議案第 19 号・議案第 20 号につきましては、いずれも、質疑、討論はなく採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、翌 3 月 11 日には、議案第 21 号 平成 26 年度玉城町一般会計予算ないし、議案第 31 号 平成 26 年度玉城町下水道事業会計予算についての審査を行いました。

その結果 議案第 21 号につきましては、質疑を終了し、討論はなく採決の結果、挙手多数で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 22 号につきましては、質疑を終了し、討論はなく採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 23 号につきましては、質疑、討論はなく採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 24 号・議案第 25 号・議案第 26 号につきましては、質疑を終了し、討論はなく採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 27 号・議案第 28 号につきましては、いずれも、質疑、討論はなく採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 29 号・議案第 30 号につきましては、質疑を終了し、討論はなく採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 31 号につきましては、質疑、討論はなく採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（風口 尚）以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告に対する質疑を省略いたします。

これより、各議案ごとに討論・採決を行います。

只今、議題となりました議案第 11 号ないし、議案第 20 号に対する討論の通告はありませんので、これより各議案ごとに採決を行います。

まず 議案第 11 号 平成 25 年度玉城町一般会計補正予算（第 4 号）について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 12 号 平成 25 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 13 号 平成 25 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 14 号 平成 25 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 15 号 平成 25 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 16 号 平成 25 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 17 号 平成 25 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 1 号）について、採決いたします

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに 賛成の方の挙手を求めます。

よって、本案は原案の通り可決されました。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 18 号 平成 25 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 19 号 平成 25 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）

について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 20 号 平成 25 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に 議案第 21 号 平成 26 年度玉城町一般会計予算について、討論、採決をいたします。

本案について、2名の議員より討論の通告があります。

1 番 中西友子さんの反対討論の発言を許します。

1 番 中西友子さん

○1 番 (中西友子) 議案第 21 号 平成 26 年度玉城町一般会計予算について、次の理由により反対討論を行います。個人番号制度、通称マイナンバー法に記載した個人情報の提供については、地方税情報を含め守秘義務が解除される情報提供システムで提供の求めがあった場合には、マイナンバー情報を提供する義務があると説明しています。つまり、マイナンバー法では問答無用で住民の個人情報を提供することになります。2 年以下の懲役など罰則を設け、職員に守秘義務などを課している自治体が持つ情報は住民のプライバシーのかたまりです。

反対する理由について

①職務で知りえた情報は担当部署が責任を持って管理し、情報の利用には個人の同意をもらうのが前提。マイナンバー法によって管理責任があやふやになり、情報の適正な管理ができなる危険がある。

②個人情報はすでに 99.99%は市町村の中のデータのやり取りで簡潔しているといわれており、わずか 0.01%のやり取りのために、共通番号を導入する必要があるのか疑問です。

③なりすましなど、プライバシー情報に本人が知らぬ間にアクセスされ一人歩きする危険があります。

以上の理由により住民の利益を反する制度そのものと、それに対する支出に反対の立場から反対討論といたします。

○議長（風口 尚）次に、6番 山口 和宏 君の賛成討論の発言を許します。

○6番（山口和宏）只今、議長のお許しをいただきましたので、議案第21号 平成26年度玉城町一般会計予算の賛成討論をさせていただきます。本予算につきましては、町長改選前の骨格予算とはいえ、新年度に向けて各課に亘り、必要な経費が計上されています。その中でも私たちが記憶に忘れてはならない平成23年3月11日の東日本大震災を教訓とした、小学校つり天井脱落工事費をはじめとする耐震化の関係予算も随所に盛り込まれている非常に大事な予算だと思います。先ほどの反対討論でのマイナンバー法に基づく業務委託料につきましても、国の法律で定められたことについての準備であります。地方自治体としては、避けては通れないことだと私は思います。以上のようなことを持って賛成討論とさせていただきます。

○議長（風口 尚）以上で、通告者の討論は終わりました。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第22号ないし、議案第31号に対する討論の通告はありませんので、これより各議案ごとに採決を行います。

まず、議案第22号 平成26年度玉城町国民健康保険特別会予算について、採決をいたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第23号 平成26年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 24 号 平成 26 年度玉城町山村振興事業特別会計予算について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 25 号 平成 26 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 26 号 平成 26 年度玉城町介護保険特別会計予算について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 27 号 平成 26 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 28 号 平成 26 年度 玉城町病院事業会計予算について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 29 号 平成 26 年度 玉城町水道事業会計予算について、採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 30 号 平成 26 年度 玉城町介護老人保健施設事業会計予算について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、議案第 31 号 平成 26 年度 玉城町下水道事業会計予算について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

これより、追加議案の審議に入ります。

日程第 32 議案第 32 号 平成 25 年度玉城町一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第 32 号 平成 25 年度玉城町一般会計補正予算（第 5 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、今年度のふるさと応援寄附金の決算の見通しがついたため、これ

を基金に積み立てるものであります。

また、平成 26 年 4 月 1 日から株式会社アイティービーが、株式会社 Z T V 伊勢放送局に社名が変更になることに伴い、新たに Z T V の株式を購入いたしたく、補正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明いたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）総務課長 林裕紀君

○総務課長（林 裕紀）それでは、議案第 32 号 平成 25 年度玉城町一般会計補正予算（第 5 号）について、補足説明をいたします。

今年度のふるさと応援寄附金の決算の見通しがついたため、この財源を翌年度へ繰り越すことなく今年度で積み立てをいたしたいのでございます。7 頁をご覧ください。

この補正予算の財源といたしまして、一般会計補正予算第 4 号で財政調整基金への繰入金金を 1 億 7400 万円入の提案を申し上げます。これを 4000 万円減額いたしまして、財源といたしたいと思っております。8 頁をご覧ください。5 目 財産管理費で株式取得費、これは町長ご提案のとおり平成 26 年 4 月 1 日から株式会社アイティービーが、株式会社 Z T V 伊勢放送局に社名が変更することに伴い、新たに Z T V の株式 100 株を購入したく 5 万 5000 円新たに計上させていただいております。また、25 節 積立金では先ほどのふるさと応援基金積立金 4000 万円、新たに積立てるものでございます。14 款 予備費におきましては株式の購入の財源に流用するものでございます。以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本議案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により予算決算常任委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議がありませんので、直ちに質疑、討論、採決を行います。

それではまず、質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案の通り可決されました。

次に、日程第 33 発議第 1 号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。
議会運営委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から 申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、「ご異議」ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で今期 定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これを以って、平成 26 年 第 2 回 玉城町議会定例会を閉会いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決しました。

これにて、平成 26 年 第 2 回 玉城町議会定例会を閉会いたします。

閉会にあたり町長挨拶を願います。

町長 閉会の挨拶

○町長(辻村 修一) 閉会にあたりましてお礼の挨拶を申し上げます。今期定例会に提案の全ての議案につきまして、慎重なる審査を賜り全議案可決をいただきましたことを心から厚くお礼申し上げます。

特に改選の時期ということでございまして、新年度の予算は骨格予算ということでありましたけれども、継続の事業、緊急を要する事業につきましては、暖かいご理解をいただきまして、ご承認賜りましたことを重ねて厚くお礼を申し上げる次第であります。

おかげを持ちまして、今玉城町は大変注目の町として、発展をしておるわけでありませぬ。県内外からの視察あるいは、若い人たちの定住が進んでおる町として今発展をしておりますけれども、やはり将来を眺めますと色々な課題も山積をしておりますのでございまして、将来を見据えての課題解決の施策を進めていかなきゃならんと考えとるわけでありませぬ。町民の皆様方の一層のまちづくりに対するご参画を賜りながら、そして議員

の皆様方の暖かいご指導ご鞭撻を賜り、更に町民のみなさん方が安心して暮らせる住み良いまちづくりにまい進してまいりたいとこんなふうに考えとる次第でございますので一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます、閉会にあたりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 閉会の挨拶

○議長（風口 尚）閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。今期定例会は去る3月5日に開会以来、本日まで10日間にわたり、熱心にご審議を賜りまして、平成26年度の予算の成立を見ましたことを厚く御礼申し上げます。また、議事進行に大変ご協力いただきましたことを重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

理事者におかれましては、平成26年度の予算をはじめ、成立を見ました各議案におかれましてもその執行に適切な運用をしていただきまして、更なる町政発展にご尽力賜りますことをお願い申し上げます。

とき既に早春と申しますけれども、まだまだ余寒なお去り難い、そんな折でございます。くれぐれもご自愛くださいまして、更なる町政発展のためにご尽力賜りますことをお願い申し上げます閉会の挨拶といたします。ご苦労さまでした。

（午前9時45分 閉会）